

《床面積要件》

居住部分の割合	居住部分の割合が全体床面積の2分の1以上
居住部分の床面積要件	居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

《減額内容》

居住部分が120㎡までのもの	当該家屋の固定資産税が2分の1
120㎡を超え280㎡までのもの	120㎡相当分の固定資産税が2分の1

《減額期間》

一般の住宅	新築後3年度分
3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後5年度分